医療機関への 受診などに便利な

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、12月2日側から健康保険証の新規発行が終了し、「マ **イナ保険証** | を基本とするしくみに移行します。「マイナ保険証 | は医療機関・薬局において資格情報な どを確認することができるとともに、医療情報の共有化により、健康・医療に関するデータに基づいたよ り良い医療を受けることができます。医療機関などを受診する際は、マイナ保険証をぜひご活用ください。

▼イナ保険証利用について…マイナンバー総合フリーダイヤル☎ 0120・95・0178

■ 国民健康保険について…保険年金課国保係☎983・2604

後期高齢者医療制度について…保険年金課高齢者医療係☎ 983 · 2710

マイナンバーカードについて…市民課マイナンバー担当☎971・0178



マイナ保険証 詳細はこちら

▲ マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること

マイナ保険証の利用には、マイナンバーカードへの利用登録が必要です

1. マイナンバーカードの交付申請・受取

市民課窓口で手続きできるほか、オンラ イン・郵送などで簡単に交付申請すること ができます。

※申請後、約1カ月程度でカードを受け取 ることができます

2. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録

- -登録できる場所-①医療機関や薬局の受付
- ②マイナポータルアプリ
- ③保険年金課または市民課窓口
- ④セブン銀行 ATM

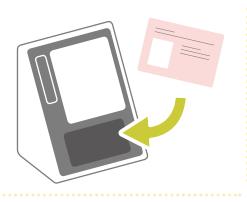


医療機関・薬局でのマイナ保険証の使い方

マイナンバーカードは 受診時に毎回持参します

受付

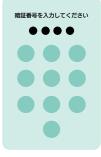
マイナンバー カードをカー ドリーダーに 置く



本人確認

顔認証または 4桁の暗証番 号を入力





同意の確認

診療・服薬・健 診情報の利用 について確認



過去の情報を

利用いたします



受付完了

カードを取り 出す



12月2日以降の健康保険証はどうなる?

国民健康保険、後期高齢者医療制度**以外の健康保険**に加入している人 ··· **勤務先などからのお知らせを確認** 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人 ... 今持っている健康保険証の有効期限まで使用可

健康保険証の代わりに



「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が送付されます

マイナ保険証を持っている人は

「資格情報のお知らせ」

自身の資格情報を簡易に確認できる用紙です。 マイナ保険証と一緒に保管し、専用のカードリー ダーの設置がないなど、マイナ保険証が使えない ときに医療機関に提示してください。「資格情報 のお知らせ」のみでは医療機関を受診できません。 必ずマイナ保険証をもって受診をお願いします。

マイナ保険証を持っていない人は

「資格確認書」

健康保険証と同じサイズで発行します。医療機 関に提示することで、従来どおり保険診療を受け られます。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合、「資 格確認書」の有効期間は1年間(8月1日~翌 年7月31日)です。

※国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入し、12月2日~令和7年7月31日の間に有効期限を迎える人は、 期限を迎える前に、随時「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を送付します(申請不要)。

12月2日~令和7年7月31日の間に75歳になる人

誕生日から後期高齢者医療制度に切り替わります。

経過措置として、マイナ保険証の有無に関わらず、令和7年7月31日を有効期限 とした「資格確認書」を対象者全員へ、誕生日前に郵送交付します。



マイナ保険証を持つと 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の手続きが不要です

マイナ保険証を持っている人は、認定証の発行手続きが不要となり、高額療養費制度における限度額を超 える支払いが免除されます(国民健康保険の人は、国民健康保険税の未納がないことが条件)。 マイナ保険証を持っていない人は、これまでどおり、保険年金課窓口で申請が必要です。

疑問にこたえる! マイナ保険証





- Q. マイナ保険証になると、保険の資格状況が確認で きなくなるの?
- A. マイナポータルからご自身の資格の状況を確認い ただけます。
- ※「資格情報のお知らせ」でも確認できる予定です
- 社会保険などから切り替わるとき、「マイナ保険証」 を持っている場合も、国民健康保険の加入・脱退 手続きは必要?
- A. 市役所での加入脱退の手続きは必要です。マイナ 保険証へ登録される保険の資格が切り替わるため、 必ず手続きしてください。
- ※手続き後、マイナ保険証に資格情報が反映されるま でに約1週間かかる可能性があります。切り替え

- 後すぐに受診したい場合は、「資格情報のお知らせ」 を持って医療機関を受診してください。
- Q. 国民健康保険(または後期高齢者医療制度)に加 入していて、マイナ保険証を持っているが、「資格 確認書」を交付してほしい
- A. マイナ保険証を持っている人は原則「資格確認書」 の発行はできません。しかし、マイナンバーカー ドを所持できない理由がある場合は、保険年金課 窓口で交付申請ができます。また、「資格確認書」 利用のためマイナ保険証の利用登録を解除する場 合も、保険年金課窓口で手続きができます。(★)
- ※一度利用登録を解除した後でも、再度利用登録をす ることで「マイナ保険証」を使用できます。

(★)…12月2日以降の手続きとなります